

スタート



令和7年1月1日の居住地について

- ① 鎌倉市
- ② 鎌倉市以外

②

1月1日時点の居住地にお問合せください。



令和6年度住民税の課税状況について

- ① 課税である
- ② 非課税である
- ③ 令和6年1月1日に国外居住者である

①

「不足額給付Ⅰ」の対象になる可能性があります。申請書（Ⅰ）に掲載されている算定表を用いて不足額を計算し、申請してください。



不足額給付Ⅱの対象になる可能性があります。対象要件を確認の上、申請してください。



税制度上、扶養親族対象外の方である。

(例)

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者（白色）
- ・合計所得金額48万円超

- ①はい
- ②いいえ

①

不足額給付Ⅱの対象になる可能性があります。対象要件を確認の上、申請してください。



「不足額給付対象外」※です。
(手続きは不要です。)

※ただし、令和6年度住民税において被扶養者であった場合は、例外的に不足額給付2（3万円）の対象になる場合があります。下記コールセンターまで、お問い合わせください。